休職者等の給与　（条例第２９条、３０条）

1. 療養休暇中の給与（勤務時間条例第１１条、給与条例第２９条）
2. 公務上の傷病のため療養する場合は、その療養に必要な期間、給料の全額が支給

　　 される。

1. 結核性疾患のため療養する場合は、給料の全額が３年間支給される。
2. 私傷病のため療養する場合（特定療養休暇）は、給料の全額が９０日支給される。

２．休職者の給与（地公法第２８条、分限条例第２条、給与条例第３０条）

　（１）種類と支給期間

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事由 | 支給される給与の割合 | 支給期間 |
| 公務上傷病 | 給与の全額 | 休職の期間中 |
| 教特法１４条による場合の  教員の結核休職 | 給与の全額 | ３年間 |
| 同上  結核以外の私傷病休職 | 給料、扶養手当、地域手当、住居手当、  期末手当、寒冷地手当の８割 | ２年間 |
| 同上  刑事事件休職 | 給料、扶養手当、地域手当、住居手当の  ６割以内 | 休職の期間中 |

1. 結核性疾患による休職の場合、３年が経過すると自動的に復職となり、普通の勤務が出来ない場合は分限免職となる。
2. 一般私傷病の場合、２年間８割が保証され、以後１年間無給で、３年経過すると

自動的に復職となり、勤務できない場合は分限免職となる。